

特記仕様書例（三者検討会の発注者開催対象工事）

当該工事は、着手前及び施工途中において、発注者・受注者（以下「施工者」という。）・コンサルタント（以下「設計者」という。）の三者が、設計の考え方や現場施工時の留意事項等を打合せる「三者検討会」の開催を予定している。

1．検討会の開催時期は、次の 回を予定している。

- (1) 施工者による設計図書の照査及び現地調査が完了した時点
- (2) 工の施工に着手する時点（予定）

2．三者検討会の構成員は、次を標準とする。

- (1) 発注者 ~ 工事監督員（総括監督員、主任監督員、監督員）建設管理部事業担当課係長等（必要により）
- (2) 施工者 ~ 受注者（現場代理人、主任技術者、監理技術者等）
- (3) 設計者 ~ 当該工事に係る詳細設計等を受託したコンサルタント（委託契約当時の管理技術者、担当技術者等の設計・施工条件を説明できる者）

3．施工者は、施工前及び施工途中において、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画立案における疑問点、確認を要する事項等を整理して、検討会の開催時期、照査結果及び疑問点等を発注者に報告すること。

4．検討会での確認事項等は以下に示すものとする。

(1) 施工者による報告

施工者は、設計図書の照査結果、現地調査の結果及び疑問点等を報告する。この際、現場不適合等に該当する事実がある場合は、その箇所を示す。

(2) 発注者による回答

発注者は、施工者からの質問内容に対する回答を行う。

(3) 設計者による説明

設計者は、資料等により設計意図及び施工上の留意点等を的確に説明するとともに、必要により施工者からの質問等に回答する。

(4) 三者による確認

検討会の各出席者は、契約図書である設計図等と現地状況との整合性、設計条件・意図及び施工上の留意事項について確認する。

また、打合せた内容などの確認は、工事施工協議簿により行う。

なお、検討会において確認された現場不適合のうち、再調査や再計算が必要となる事項は、発注者・施工者・設計者の三者においてその責任範囲を明確にする。

(5) 設計・施工に係る意見交換

上記確認事項の他、設計・施工に係る事項の中で、新技術やコスト縮減に関する提案等があれば意見交換を行う。

(6) 以降の活用

以降の検討会の活用について、その必要性、確認すべき事項、開催時期等について協議し、三者の合意により決定するものとする。

5．施工者は、上記で示した以外においても、別途に三者検討会開催の申し出をすることができるものとする。

この際、施工者は、発注者及び設計者と、検討会での確認事項及び開催時期等について協議すること。

また、施工者の申し出がなくとも、設計者からの開催申し出がある場合は、同様の手順に則り、三者検討会を開催することがある。

なお、これによる検討会の開催に必要な経費は、申し出者の負担とする。

6．三者検討会の検証について別途アンケートを行う場合があるので、施工者はこれに協力すること。